

「若者応援宣言企業」の宣言方法について

■ 「若者応援宣言企業」を宣言するまでの手続き（流れ）について

- STEP 1** 学卒求人など若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていることが必要です。
ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。
また、学卒求人については「既卒3年まで応募可」であること、一般求人については「35歳未満対象・経験不問」であることが必要です。
- STEP 2** 宣言書【別紙1】の提出（宣言基準の確認）
若者応援宣言企業の宣言基準を満たしていることを確認させていただくため、宣言書【別紙1】の基準1～10をご確認の上、事業所名等の記載をお願いいたします。
< 確認内容 >
・若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいること。
・自社の雇用管理の状況等、各種情報を公表していること。
・労働関係法令違反を行っていないこと。
・事業主都合による解雇等を行っていないこと。
・新規学卒者に対し、採用内定取消を行っていないこと。
・各種助成金について、不支給措置を受けていないこと。 等
- STEP 3** 企業情報報告書【別紙2】の提出
企業情報報告書【別紙2】に、御社の若者の育成の取組等、就職関連情報の記載をお願いいたします。
ご記入にあたっては「記載要領」及び「記載例」をご確認ください。
- STEP 4** 「若者応援宣言企業」宣言完了
求人票に「若者応援宣言企業」と記載して公開いたします。
併せて、厚生労働省が運営する、若者雇用促進法に基づいて職場情報の提供を行う企業の情報を検索できるデータベース「若者雇用促進総合サイト」等に企業情報を掲載いたします。
- STEP 5** 採用決定等報告書【別紙3】の提出
宣言時に提出のあった正社員の求人及び募集について、採用決定若しくは募集終了されましたら、お手数ですが、採用決定等報告書【別紙3】にご記入の上、若者応援宣言を行ったハローワークに報告（FAX可）いただきますようお願いいたします。